

商店街街路灯等への第三者広告旗掲出の手引き

平成25年 4 月

横 須 賀 市

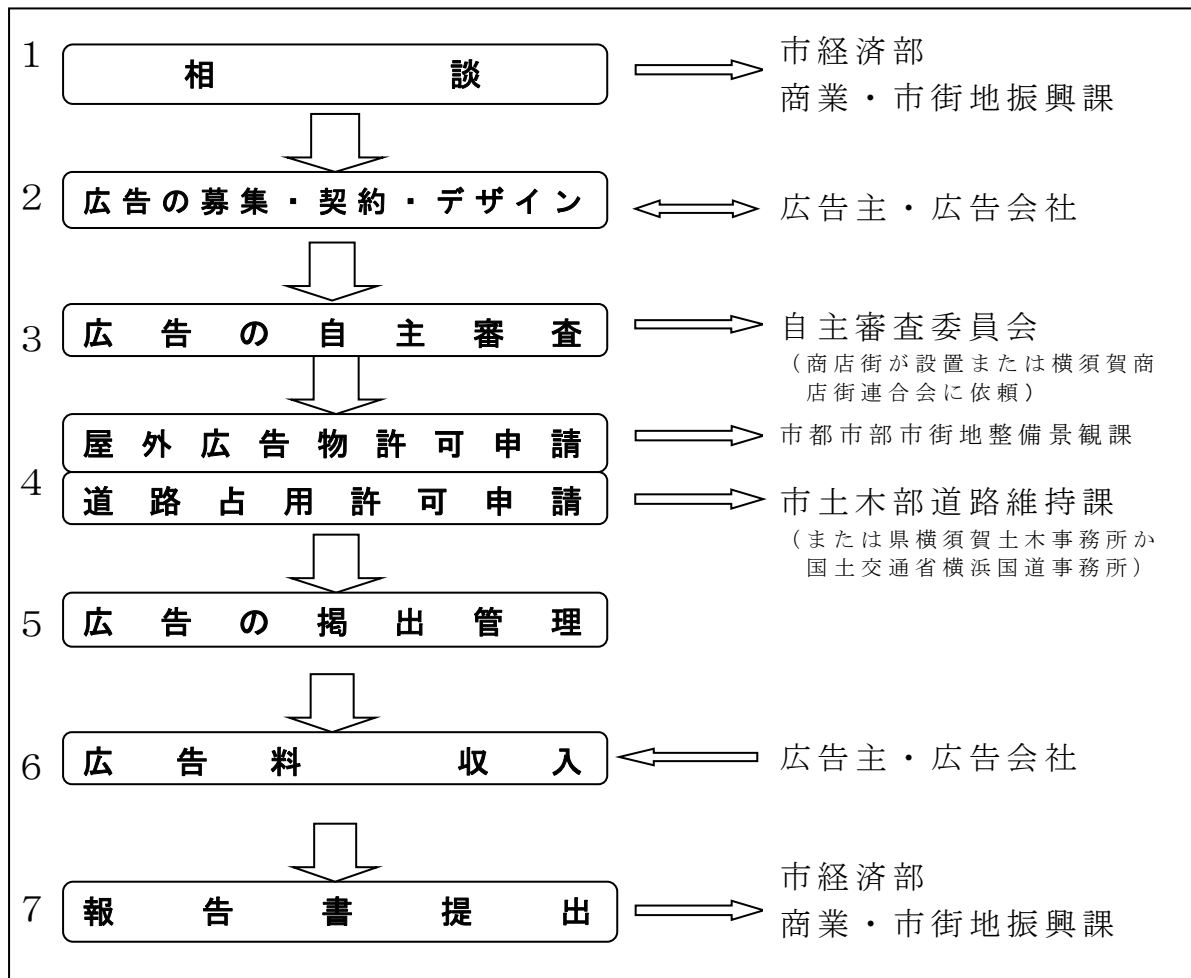
はじめに

国土交通省では、地域の良好な環境や資産価値を維持、向上させるために住民、事業者、地権者等が行う主体的な取り組みの推進を図るため、国土交通省道路局長通知「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号等）により、関係機関の協議等に基づき、弾力的に当該広告物の道路占用を認めることを可能としました。

本市では、商店街が所有する街路灯及びアーケードに、広告料収入を得るための広告旗（以下「第三者広告旗」という。）を掲出することについて、経済部、土木部、都市部で協議し、平成 23 年 2 月から社会実験を実施し、平成 25 年 4 月から本格実施すべく制度を整備しました。

本制度を活用し、商店街が広告料収入を商店街共同施設の整備、維持や商店街の活性化、来街者の利便性の向上等に向けた公共的な取組みの費用に充当することで、商店街の行うエリアマネジメントに寄与することを期待します。

I 第三者広告旗掲出のフロー



Ⅱ 掲出場所・規格等（横須賀市道に掲出する場合）

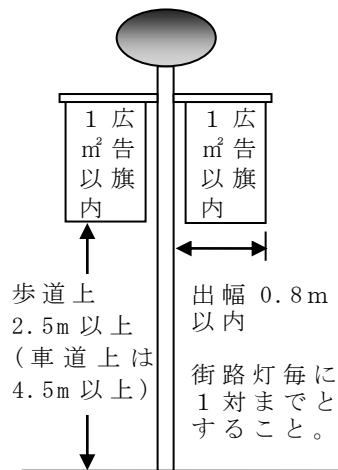
1. 第三者広告旗の掲出場所

原則として、道路の交差、接続、屈曲する部分以外とします。

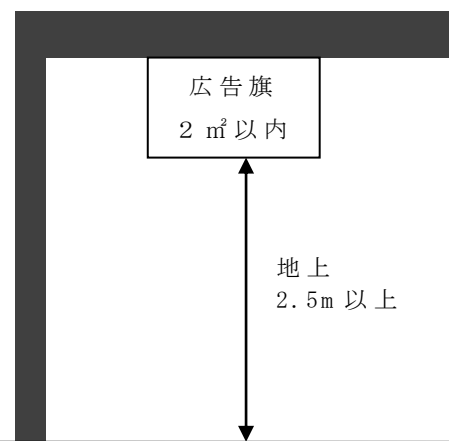
2. 第三者広告旗の規格等

- (1) 同一商店街においては、位置、形状及び規模を統一してください。
- (2) 広告旗の最下部と路面との距離は2.5m（車道上においては4.5m）以上確保してください。
- (3) 街路灯に掲出する場合は、街路灯毎に1対まで、街路灯からの出幅は0.8m以下とし、1枚あたりの面積は1平方メートル以内としてください。
- (4) アーケードに掲出する場合は、1枚あたり2平方メートル以内とし、アーケードの幅を超えないものとしてください。
- (5) 発光、蛍光、反射材、映像表示装置等は使用しないでください。
- (6) 相当強度の風雨等に耐えるもので、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、または公衆に危険を与えるおそれのないものとしてください。

○街路灯に掲出する場合



○アーケードに掲出する場合



国または県管理道路においては、道路占用許可の取り扱いが異なりますので、事前に下記道路管理者にお問い合わせください。

・ 国管理道路・・・国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
(国道16号) 金沢国道出張所 電話：045-311-2981

・ 県管理道路・・・神奈川県横須賀土木事務所許認可指導課
(県道及び国道134号) 電話：046-853-8800

Ⅲ 表示内容等

商店街街路灯等への第三者広告旗掲出にあたっては、法、条例の遵守はもとより、広範囲の公共空間に連続して掲出する特殊な広告媒体であるため、街並みとの調和や道路空間の快適性確保等への配慮が必要です。

横須賀市景観計画（平成18年施行）では、市、市民、事業者等の景観づくりに係るすべての関係者は、地域にふさわしい魅力的な街並みを育むことについて積極的に取り組むものとしており、商店街においては、第三者広告旗の内容や意匠等について、商店街に掲出するものとしての妥当性や価値観を主体的に判断し、商店街の景観的魅力や快適な歩行空間の創出に自ら努めるとともに、商店街空間の公共性を十分に認識することでアイデンティティの高い商店街づくりを醸成していくことが求められています。

そこで市は、第三者広告旗の表示内容等について、商店街による主体的な審査が円滑に行えるよう、その目安を示します。

1. 表示内容等の基準

(1) 景観への配慮

- ①地域の景観向上に資する質の高いデザインとすること。
- ②街並みや季節感と著しい違和感がないものとする。
- ③街並みとの調和に配慮し、けばけばしい色（騒色）の使用は避け、トーンやアクセントカラーなどによる工夫したデザインとすること。
- ④原則として、広告旗の一部に、商店街の名称やロゴ、歓迎メッセージを掲載すること。
- ⑤文字表記面積は、広告旗面積の概ね1/3以下とすること。（商店街の名称等の記載面積は含まない。）
- ⑥伝える情報が多い場合は、数種類の広告旗を作成し、情報を分割して記載すること。なお、複数の広告旗に分割する場合は、共通のロゴや写真等を使用するなど、統一感に配慮すること。
- ⑦いろいろな広告旗（形状や広告主が違うもの等）を乱雑に掲出せず、規則性と統一性をもって掲出すること。
- ⑧同一デザインの広告旗掲出期間は、最長で6か月までとすること。
- ⑨商店街の自家用広告旗を活用し、適宜、街並みの季節感を演出すること。

(2) 交通の安全確保

- ①広告物の形状や色彩等は、信号機、道路標識等の効力を妨げる恐れのないものであること。
- ②文字や図柄等は、歩行者等が注視しなくとも理解できるような簡潔明快なものとし、次のものでないこと。
 - ア 文字表記が多く、読ませるもの
 - イ 絵柄や文字が過密しているもの
 - ウ 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - エ トリック効果を有するもの

(3) 市民への配慮

- ① 青少年の健全育成に反するなど、社会通念、倫理に欠け、市民の理解が容易に得られないものは表示しないこと。
- ② 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるものは表示しないこと。
- ③ 掲載する広告は、「横須賀市広告掲載要綱」及び「横須賀市広告掲載基準」を参考に、公共の場にふさわしいものとする。

2. 基準に基づく審査の実施

- (1) 商店街街路灯等に掲出する第三者広告旗は、商店街が表示内容等について自主審査を行い、それに合格したものとする。
- (2) 自主審査は、その実効性、公正性の確保を図るため、デザインの専門家を含む複数人で審査委員会を組織し、事前に定めた審査基準により行うものとする。
- (3) 審査委員会は、商店街自らが設置し、または商店街から委任を受けた者（例えば、横須賀商店街連合会など）が設置するものとする。
- (4) 審査委員会は、審査に合格したものについて、その旨を証する書面を商店街に交付するものとする。

IV 屋外広告物許可申請と道路占用許可申請

1. 屋外広告物許可申請

第三者広告旗を掲出する際は、横須賀市屋外広告物条例（平成12年横須賀市条例第96号）第6条に規定する許可を事前に受ける必要があります。この許可申請は、都市部市街地整備景観課屋外広告物係に行ってください。

【屋外広告物許可申請のご案内】

1. 許可申請書は、「屋外広告物表示（設置、変更、継続）許可申請書（第1号様式）」を使用してください。
2. 許可申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 案内図（広告旗の設置場所が示されたもの）
 - (2) 広告旗の形状、寸法、構造、取付け位置及び色彩に関する仕様書及び図面
 - (3) 自主審査に合格した旨を証する書面
 - (4) 道路占用許可書（屋外広告物許可手続と道路占用許可手続は同時に行うため、道路占用許可書は後日提出してください。許可申請時は、道路占用許可の手続状況を確認させていただきます。）
3. 本件に係る屋外広告物許可申請手数料は、「手数料免除申請書（第4号様式の2）」を提出することで免除されます。

2. 道路占用許可申請

道路上に第三者広告旗を掲出する際は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、道路占用許可を事前に受ける必要があります。この許可申請は、当該道路の管理者に行ってください。

- ・市管理道路（市道）
…土木部道路維持課占用係
- ・県管理道路（県道及び国道134号）
…神奈川県横須賀土木事務所許認可指導課
- ・国管理道路（国道16号）
…国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所金沢国道出張所

【市管理道路（市道）の道路占用許可申請】

1. 許可申請書は、「道路占用許可申請書」を使用してください。
2. 許可申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 案内図（広告旗の設置場所が示されたもの）
 - (2) 広告旗の形状、寸法、構造、取付け位置及び色彩に関する仕様書及び図面
 - (3) 屋外広告物許可書（道路占用許可手続と屋外広告物許可手続は同時に行うため、屋外広告物許可書は後日提出してください。許可申請時は、屋外広告物許可の手続状況を確認させていただきます。）
3. 本件に係る道路占用料は、市管理道路（市道）においては、経済部の副申書を添付することで免除されます。

【国または県管理道路の道路占用許可申請】

市道とは道路占用許可の取り扱いが異なりますので、事前にお問い合わせください。

V 収支報告

商店街は、第三者広告旗の掲出期間終了後、収支報告書（広告料収入の使途が明記されたもの）を、速やかに経済部商業・市街地振興課商業振興担当に提出してください。

VI その他

1. 商店街は、公共空間を利用する者としての責務を果たし、苦情や問い合わせに責任を持って対応してください。
2. 破損等により美観を損なう状態のものは、速やかに改修等の措置を行ってください。

關係機關・窓口一覽

相談・報告

横須賀市経済部商業・市街地振興課商業振興担当
電話：046-822-8286

屋外広告物許可申請

横須賀市都市部市街地整備景観課屋外広告物許可係
電話：046-822-8127

道路占用許可申請

【市道】

横須賀市土木部道路維持課占用係
電話：046-822-8274

【県道・国道134号】

神奈川県横須賀土木事務所許認可指導課
電話：046-853-8800

【国道16号】

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所金沢国道出張所
電話：045-311-2981

屋外広告自主審査委員会

横須賀商店街連合会（横須賀商工会議所内）
電話：046-823-0402